



## 住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の促進について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案が提出  
空き家等を活用した住宅セーフティネット機能を強化することにより、住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保及び向上を実現できるとする法案が2月に閣議決定されました。

### ●制度設立の意味

これから少子高齢化によって働く世代の人口減少による所得の低下や単身高齢者の増加によって住宅を手放す人が増えることが見込まれます。

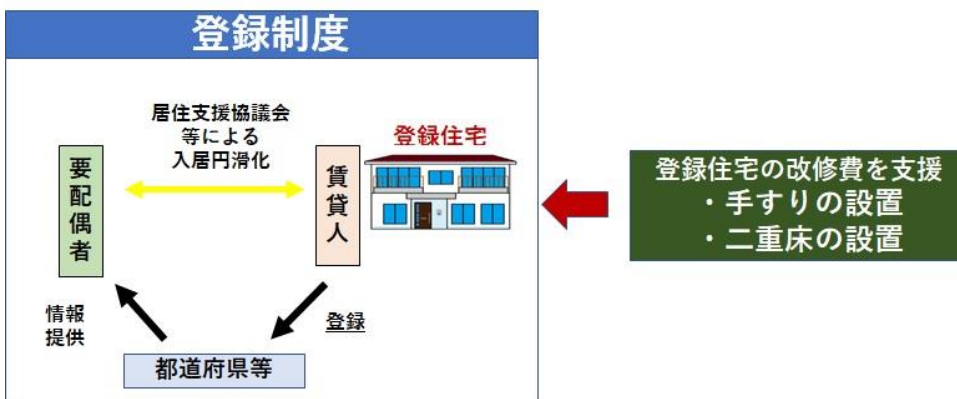
その結果、使われない空き家の使い道として、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保が難しいとされる住宅確保配慮者を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設します。

この制度は、安心して暮らせる住宅の確保に繋がると期待されています。

### ●具体的な登録制度について

空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

設備や構造を登録基準に合わせる為、改修費を国・地方公共団体が補助することによって、賃貸人の負担軽減につながり、登録数を確保する狙いがあります。都道府県等は、登録住宅の情報の開示を行うとともに要配慮者の入居に関して賃貸人を指導監督、入居への支援をしていきます。また、住居支援法人を各都道府県が指定し、入居の際の支援や援助、生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付の措置を推し進めていきます。



### ●今後の展開

今回の改正案は、空き家対策だけでなく、日本の少子高齢化社会問題や人口減少問題の懸念と合わせて、今後無視出来ない法案改正です。空き家の活用の一つとして、住宅確保配慮者に向けた支援が動き出します。

※住宅確保配慮者とは・・・

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者